

同志社大学野球部 OB 会規約（令和 3 年度総会改定）

（名称）

第一条 本会を同志社大学野球部OB会と称する。

（事務所）

第二条 本会の本部を同志社大学硬式野球部内（京田辺市多々羅都谷 1-3 同志社大学体育ハウス 2）におき、必要に応じ地区組織を置くことができる。

（目的）

第三条 本会は同志社大学硬式野球部の発展に寄与し、会員相互の親睦をはかり、もって学生野球の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第四条 本会は目的達成のために次の事業を行なう。

1. 同志社大学硬式野球部の後援に関する事業
2. 会員相互の親睦に関する事業
3. その他本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第五条 本会会員は次の資格を有するもので構成され年度会費を納入する。

1. 同志社大学（高商を含む）硬式野球部出身者
2. 同野球部に在籍したことがあり、同期生 2 名以上の推薦を得て幹事会にて承認された者

（除名）

第六条 本会会員で、本会の名誉を著しく毀損する行為のあった者は、幹事会の決議により除名する事が出来る。

（役員）

第七条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 5 名以内
3. 幹事長 1 名
4. 副幹事長 3 名以内
5. 常任幹事 30 名以内
6. 幹事 100 名程度（同学年複数可）
7. 会計監査 2 名
8. 相談役 若干名
9. 顧問 若干名

(役員を選出)

第八条 本会の役員を次のとおり選出する。

1. 会長は総会において会員の中より選出する
2. 副会長は会長が委嘱する
3. 幹事長は幹事会において互選する
4. 副幹事長は幹事長が委嘱する
5. 常任幹事は常任幹事会で推薦を受け、幹事会で承認を受けて会長が委嘱する
6. 幹事は学年ごとに適任者を推薦し、退任の場合はその学年から後任を推薦する
7. 関西学生野球連盟役員、審判員、および同志社スポーツユニオン役員は幹事とする
8. 会計監査は総会において選出する
9. 相談役は原則として会長の推薦する70歳以上の者から総会の議を経て会長が委嘱する
10. 顧問は硬式野球部長経験者及び監督経験者から総会の議を経て会長が委嘱する

(役員の仕事)

第九条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長 本会を代表し会務を統括する
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
3. 幹事長 会長を補佐し、幹事会を統括しその運営執行にあたる
4. 副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時はその職務を代行する
5. 常任幹事 常任幹事会に出席し、会務運営の意思決定に参加する
6. 幹事 本会の目的達成のための企画運営を担当する。また、同学年を代表して会員の移動や意見などの情報収集を行い会費徴収に努める
7. 会計監査 本会の会計を監査し、その結果を幹事会に報告する
8. 相談役 会長の諮問に応じる（各会議にオブザーバーとして出席できる）
9. 顧問 会長の諮問に応じる（各会議にオブザーバーとして出席できる）

(役員の仕事)

第十条 役員の仕事は2年とし、留任は妨げない。補欠による役員の仕事は前任者の残り期間とする。

(会議)

第十一条 本会の会議は総会、幹事会、常任幹事会、各種委員会、およびシニア会とする。

(総会)

第十二条 総会は毎年1回とし、臨時総会は必要に応じ、それぞれ会長が召集して開催する。

1. 総会は本会の最高議決機関である
2. 総会の議長は会長が務める
3. 総会は委任状を含んで会員の1/5以上の出席により成立する
4. 臨時総会は理事長および会員の1/5以上の請求により開催する
5. 総会に付議する事項は次のとおりとする
 - イ. 本会運営上の基本的事項
 - ロ. 会長の選出（2年毎）

- ハ. 規約の改正に関する事項
- ニ. その他幹事会が必要と認めた事項
- 6. 社会情勢などにより、会議開催・招集が困難な場合に限り会長の判断により審議内容への効力を有する事とする。
 - イ. 書類審議
 - ロ. OnLINEによる参加

(幹事会)

第十三条 定例幹事会は毎年2回とし、臨時幹事会は必要に応じて幹事長が招集して開催する。

- 1. 幹事会は委任状を含んで、幹事の1/3以上の出席により成立する
- 2. 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、会計監査のほか、各種委員会の委員長・副委員長で構成する
ただし、必要な場合には現役幹部を出席させる
- 3. 幹事会の決議事項は、その責任において本会の内外に効力を有する。ただし、直近の総会で追認を受ける
- 4. 幹事会の報告事項においては、各委員会から活動の現況を報告するものとする
- 5. 幹事会に付議する事項は次のとおりとする
 - イ. 事業計画ならびに事業報告
 - ロ. 収支予算ならびに収支報告
 - ハ. 幹事長の選任
 - ニ. 各種委員会の設置
 - ホ. 対外役員の就任
 - ヘ. 本会の運営に関する事項
- 6. 社会情勢などにより、会議開催・招集が困難な場合に限り会長の判断により審議内容への効力を有する事とする。
 - イ. 書類審議
 - ロ. OnLINEによる参加

(常任幹事会)

第十四条 本会の目的達成のための諸活動を企画し、会務全般を調整・執行するために常任幹事会を設ける。

- 1. 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計監査、各種委員会委員長のほか常任幹事により構成する
- 2. 常任幹事会は、会務の適正な推進のために会議を適宜開催し、速やかに所要の意思を決定する

(各種委員会)

第十五条 本会の活動を円滑に推進するために、幹事会の決議を経て各種委員会を設ける。

なお、総務委員会は事務局と称する。

1. 常設の委員会は次のとおりとする

イ. 総務委員会

事業計画の企画・推進 (OB 会会務の推進に関するもの)

本会会計に関する事項

渉外に関する事項

会員の移動・管理に関する事項

庶務・規約管理・部史編纂及び部史活用に関する事項

記録・資料（写真）の整備・保管

現役の会計執行に関する指導・助言

ロ. 広報委員会

OB会通信・広報に関する事項

「おゝさぎ」発行に関する事項

ホームページの管理・更新に関する事項

試合結果の報告

創部記念事業等の広報に関する事項

現役の広報活動に関する支援

ハ. 強化委員会

現役の技術力向上に関する事項

監督・コーチの派遣に関する協力

入学候補者の選抜に関する協力

ニ. 企画委員会

事業計画の企画・推進（現役のチーム力強化に関するもの）

卒業予定者の就職に関する協力

技術力以外の現役強化に関する協力

現役の学力・生活の指導

2. 各委員会の委員長は会長が委嘱する

(シニア会)

第十六条 次のとおりシニア会を設ける。

満70歳以上の会員（学齢）をもって構成する

(裁決)

第十七条 全ての会議の議事は委任状を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(運営費)

第十八条 本会の運営費は次のとおり。

1. 会員の年会費

2. 寄付金

3. 事業に伴う収入
4. その他の収入

(決算)

第十九条 本会の収支決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に会計監査を経て、幹事会の承認を受け会員に通知する。

(会計年度)

第二十条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(会費)

第二十一条 会費は別に定めるところにより納入する。

(慶弔)

第二十二条 会員の慶弔は次のとおりとする。

1. 慶事 原則として特に行なわないが、必要に応じて会長がこれを決める。
2. 弔事 会員に対して弔意を表す。また、他については会長がこれを決める。

(附則)

第二十三条 本規約は令和3年6月27日から実施する。

(細則)

1. 総務委員会内規として会計基準を設ける。
2. 東京地区・東海地区には地区組織を設け、地域在住の会員の連帯を図る。また、これ以外の地区にも、幹事会の議を経て地区組織を設けることができる。
3. 会費は年会費10,000円とし複数口の納入を歓迎する。ただし、80歳(学齢)以上の会員に対しては、会費納入を免除することができる。また、会費納入が困難な状況にある者は、会員から学年幹事に意思表示し、会費納入を免除することができる。
4. 10年以上に亘り対外役員に就任した者を、その退任時に顕彰することができる。
5. 総会・理事会等の会合の召集通知および出欠確認、委任状提出についてはEメールでの通知も有効として取り扱う。
また、総会における会員定足数の母数は、止むを得ず連絡を取りえないOBを除くものとする。

以上